

南三陸町公告

南三陸町制限付き一般競争入札公告

制限付き一般競争入札を執行するので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の6及び南三陸町建設工事執行規則（平成17年南三陸町規則第42号）第6条の規定により、公告する。

平成26年 4月10日

南三陸町長 佐藤 仁

1 入札に付する事項

- (1) 工事名 (仮称) 南三陸病院・総合ケアセンター新築工事
- (2) 工事場所 本吉郡南三陸町志津川字沼田地内
- (3) 工期 契約締結日の翌日から平成27年10月31日まで
- (4) 工事概要
 - ア 敷地面積：29,054.15㎡
 - イ 施設概要
 - ・ 病院及びアトリウム 病床数：90床 診療科目：9科
 - ・ 総合ケアセンター（保健福祉施設）
 - ウ 建物概要
 - ・ 構造：鉄筋コンクリート造（免震構造、耐震構造）
一部鉄骨造
 - ・ 階数：地上3階
 - ・ 建築面積：6,233.80㎡
 - ・ 延床面積：12,271.46㎡
 - エ 工事項目（総合発注）
 - ・ 建築本体工事 ・ 電気設備工事 ・ 機械設備工事
 - ・ 昇降機設備工事 ・ 外構工事
- (5) 支払条件 前払金、出来高払、完成払とする。

2 入札参加資格

- (1) 宮城県内に本社、支店、営業所等（支店、営業所の場合は、本社から委任を受け、南三陸町入札参加者として登録のあること。）のいずれかを有し、南三陸町建設工事執行規則の規定に基づく競争入札参加承認を受けていること。
- (2) 入札に参加できる者は、公告日現在において地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないものであって、次のアに掲げる要件をすべて満たすもの（以下「単体企業」という。）又はイに掲げる要件

をすべて満たす特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、それぞれ（１）に定める「競争入札参加承認」を受けたものであること。

なお、この入札に参加する同一の企業は、単体企業又は共同企業体のいずれかの形態をもって当該入札に同時に参加することはできない。

ア 単体企業の資格

- (ア) 南三陸町建設工事執行規則第５条第１項の規定に基づき、平成２６年度及び２７年度の南三陸町建設工事入札参加資格が承認された者であること。
- (イ) 建設業法（昭和２４年法律第１００号）第２７条の２３に規定する経営事項審査における建築一式工事の直近の総合評定値（同法第２７条の２９第１項に規定する総合評定値をいう。）が１，５００点以上で、かつ、１級技術者数が１０名以上であること。
- (ウ) 建設業法第１７条に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- (エ) 平成１５年度以降に完成し引渡し済の建築工事であって、工事対象部分が病床数２００床以上で免震構造の病院建物の新築、増築又は改築の工事について元請として施工した実績（共同企業体の構成員としての経験については、代表者であった場合に限る。）を有すること。
- (オ) 次のａからｃに掲げる要件を満たす者を「監理技術者」として本工事に「専任」で配置できること。
 - ａ １級建築施工管理技士又は１級建築士のいずれかの資格を有し、建築工事業に対応した監理技術者資格証及び監理技術者講習修了証を有している者
 - ｂ 次の（ａ）及び（ｂ）に該当する工事について、元請の監理技術者、主任技術者又は現場代理人として施行した経験を有する者
 - （ａ）平成１５年度以降に完成した建築工事で、工事対象部分が病床数２００床以上の病院建物の新築、増築又は改築の工事
 - （ｂ）平成１５年度以降に完成した鉄筋コンクリート造、鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄骨造の建築物で基礎免震構造の工事
 - ｃ 本件入札公告の時までに６か月以上の恒常的な雇用関係を有する者
- (カ) 上記（オ）の監理技術者の施工経験が（ａ）のみの場合は、（ｂ）に該当する工事について、元請の監理技術者、主任技術者又は現場代理人として施工した経験を有し、かつ、ｃに

該当する者を配置すること。

イ 共同企業体の資格

(ア) 共同企業体の結成方法等

- a 構成員の数は2者とし、次の(イ)の各要件を満たす1者及び(ウ)の各要件を満たす1者の組合せとする。
- b 構成員の出資割合は30%以上とし、代表者の出資率は構成員中最大であること。
- c 結成は、自主結成とする。

(イ) 共同企業体の代表者の資格

上記「ア 単体企業の資格」の要件の(ア)、(イ)、(エ)、(オ)、(カ)について全て満たす者であり、経営事項審査における建築一式工事の直近の総合評定値が1,300点以上であり、かつ1級技術者数が10名以上であること。

(ウ) 共同企業体の代表者以外の構成員の資格

- a 南三陸町建設工事登録のうち、建築一式工事の承認を受けていること。
- b 宮城県内に本店を有すること。
- c 建設業法第17条に規定する特定建設業の許可を受けていること。
- d 建設業法第27条の23第1項に規定する経営事項審査における直近の総合評定値が、建築一式工事で850点以上で、かつ、1級技術者数が7人以上であること。
- e 建設業法第26条の規定に基づく主任技術者を「専任」で配置できること。ただし、本件入札公告の時までに6か月以上の恒常的な雇用関係を有する者に限る。

ウ 建設業法第3条第1項の規定による建設業の許可を受けていること。

エ この工事の業種に対応する国家資格を有する主任技術者又は監理技術者を当該工事の現場に専任で配置できること。

オ 南三陸町入札参加業者指名停止要領（平成17年南三陸町訓令第37号）に基づく指名停止を受けている期間でないこと。

カ 特定建設工事共同企業体の参加は、南三陸町特定建設工事共同企業体運用基準の定めによることができる。

3 入札手続等

(1) 入札参加申請書類の交付等

ア 交付期間

平成26年4月10日（木）から平成26年4月18日（金）までの期間の午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午か

ら午後1時までの時間帯を除く。)

* 南三陸町ホームページからダウンロードが可能

イ 交付場所

南三陸町役場 建設課 土木建築係

(2) 設計図書の見学

ア 期間

平成26年4月10日(木)から平成26年5月9日(金)までの間の午前9時から午後5時まで(ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。)

イ 場所

南三陸町役場 建設課 土木建築係

ウ 質問

設計図書について質問がある場合は、南三陸町ホームページ掲載の質問書に記入し、平成26年4月25日(金)までに南三陸町役場建設課土木建築係へ提出すること。

エ 回答

質問に対する回答は、平成26年5月8日(木)午前9時から午後5時までの間に、各社にファクシミリ又は電子メールにより回答する。

オ 設計図書等の交付

本件入札参加要件(施工実績及び配置技術者の要件を除く)に該当し入札参加を希望する者で「設計図書等貸与申請書(書式自由)」を建設課に提出したのに対し、設計図書等(CD-ROM)を無償にて1部貸与する。

貸与した設計図書等(CD-ROM)は、複写分も含め平成26年5月12日(月)の入札前までに全て返却すること。

(3) 入札執行の日時及び場所

ア 日時

平成26年5月12日(月)午後1時30分

イ 場所

南三陸町役場大会議室

4 入札参加者資格の承認申請

(1) 申請書類

入札に参加するものは、次に掲げる書類を正副2部(キを除く。)提出し、入札参加資格審査を受けなければならない。

ア 制限付き一般競争入札参加申請書

イ 建設業法第3条第1項に係る許可の写し

ウ 類似工事の施工実績調書

エ 配置予定の技術者に関する調書

- オ 最新の総合評定通知書の写し
- カ 共同企業体で入札に参加しようとする場合は、特定建設工事共同企業体協定書の写し
- キ 入札参加申請者の所在地及び名称を記載した返信用封筒（1通）
- (2) 受付期間及び場所
 - ア 期間
平成26年4月10日（木）から平成26年4月18日（金）までの午前9時から午後5時まで（ただし、閉庁日及び正午から午後1時までの時間帯を除く。）
 - イ 場所
南三陸町役場 建設課 土木建築係
- (3) 入札参加有資格者については、申込みのあった者に対し、下記により参加資格の有無について通知する。
 - ア 通知期日 平成26年4月25日（金）
 - イ 通知方法 通知は、郵送並びに事前に電子メールでも通知する。
なお、電話での問い合わせは、受け付けない。
- (4) 入札参加資格がないと認められた者は、その理由について次に定めるところにより書面（任意様式）で説明を求めることができる。
 - ア 提出期限 平成26年4月28日（月）午後4時まで
 - イ 提出場所 南三陸町役場 建設課土木建築係
 - ウ 説明を求められた者に対し、平成26年5月8日（木）までに書面で回答する。

5 入札方法等

- (1) 電報及びファクシミリその他の電気通信による入札は、認めない。
- (2) 入札金額の記載に当たっては、入札書に記載した金額の100分の8に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた金額とする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるかを問わず、見積もった金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (3) 地方自治法施行令第167条の8第4項の規定による再度の入札は、2回に限りこれを行うものとする。
- (4) 入札時の工事費内訳書について
第1回目の入札に際し、第1回目の入札書に記載されている入札金額に対応した工事費内訳書の提出を求める。
第2回目以降の入札金額に対応した工事費内訳書の提出は不要とする。
工事費内訳書は、貸与する設計図書等（CD-ROM）に添付した様式に従い作成すること。
- (5) 請負契約時の工事費内訳書について

請負契約を締結した場合、速やかに請負金額に対応した工事内訳書の提出を求める。

工事内訳書の様式は自由とするが、各項目明細、摘要、数量、単価、金額等を明示すること。

6 入札保証金
免除する。

7 入札の無効等

- (1) 正当な理由なく所定の時刻までに入札の会場に入れなかった者は、失格とする。
- (2) この公告に示した入札並びに南三陸町財務規則及び南三陸町建設工事執行規則の規定に違反した者の入札は、無効とする。
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札は、無効とする。

8 落札者の決定

- (1) 落札者は、予定価格の制限の範囲内の価格で入札した者のうち、最低の価格で入札をしたものとする。
- (2) 最低制限価格を設定することとし、当該最低制限価格より低い価格の入札をした者は、失格とする。
- (3) 再度の入札の結果、落札者が決定されなかった場合は、地方自治法施行令第167条の2第1項第8号の規定に基づき、随意契約により契約を締結することがある。

9 契約の締結

議会の議決を要する契約（5,000万円以上）については、南三陸町議会の議決を経てから本契約となるので、それまでは仮契約とする。

10 契約保証金

落札者は、南三陸町建設工事執行規則第22条の規定により、請負金額の100分の10以上の金額を契約保証金として納付すること。ただし、同規則第23条第1項の規定に該当する場合は、契約保証金の全部又は一部の納付を免除できるものであること。

ただし、契約保証金の現金による納付又は、契約保証金の納付に代わる措置として、下記に掲げる保証措置のいずれかの方法から落札者が選択し行うことができる。

- (1) 契約保証金の納付
- (2) 金融機関等の保証
- (3) 保証事業会社の保証
- (4) 公共工事履行保証証券による保証

(5) 履行保証保険契約の締結

1.1 その他

入札者が、南三陸町暴力団等排除措置要綱（平成20年南三陸町訓令第32号）第3条各号に規定する措置要件に該当するときは、指名停止措置を行う。

また、受注者が契約後、次の措置要件に該当することが判明したときは、契約を解除できるものとする。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

- (1) 登録業者の役員等（法人の場合は非常勤役員を含む役員若しくは支配人または支店若しくは営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する者、個人の場合は本人又は支配人若しくは営業所の代表者）が暴力団員であるとき又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。
- (2) 自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって暴力団の威力若しくは暴力団関係者を利用するなどしていたと認められるとき。
- (3) 暴力団又は暴力団関係者若しくは暴力団又は暴力団関係者が経営又は運営に関与していると認められる法人、組合等に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。
- (4) 暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。
- (5) 暴力団又は暴力団関係者であることを知りながら、これを不当に利用していると認められるとき。

*** 不明な点については、電子メール又はFAXにて当町担当課に照会すること。なお、電話による問合せは、受け付けない。**

南三陸町役場 建設課 土木建築係 担当者 小川 横山

E-mail : byoin.care-koji@town.minamisanriku.miyagi.jp

電話 0226-46-1377（建設課 直通）

FAX 0226-46-4557